

地域共通クーポン取扱店舗登録申請 および制度説明会のご案内

旅で日本を元気にしよう。



地域共通 クーポン Go To トラベル事業

申し込みは
まだ大丈夫
参加は
大丈夫

「GoToトラベル事業概要」

Go To トラベル事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする官民一体型の地域活性化、需要喚起を目的とした事業です。

「地域共通クーポン概要」

地域共通クーポンは、旅行者が旅行期間中に限り旅行先の土産物店等で使用できる金券として、地域の土産物店、飲食店、観光施設など幅広い業種を対象とし、全国で広くあまねく利用できる地域共通クーポンとなっております。**各店舗でお客様が商品券を使用して買い物やサービスを受けるためには、登録をご希望される店舗ごとに事前の取扱店舗登録が必要となります。**

取扱店舗申請期間

令和2年9月8日（火）から随時受付いたします。ただし、令和2年9月15日（火）までに申請した事業者（申請書に不備がないこと、参加条件を満たさない場合を除く）については地域共通クーポン利用開始の10月1日までの間に取扱いマニュアルや換金伝票、地域共通クーポン取扱店舗証（ステッカー）などを配送いたします。

クーポン
取扱期間

令和2年10月1日（木）以降～令和3年1月31日

対象店舗

全国における土産物店・飲食店・観光施設・交通機関など

説明会

オンライン説明会

9月7日～11日・14日～18日 10:00～11:30 15:00～16:30
計20回開催します。

説明会

9月14日（月）①10:00～ ②13:00～ ③15:30～ リガ 杉地 ス高松
9月15日（火）①10:00～ ②13:00～ ③15:30～ HOTEL花樹海
9月16日（水）①10:00～ ②13:00～ ③15:30～ HOTEL花樹海

※説明会参加及びオンライン説明会視聴がなくとも取扱店舗登録は可能です

申込方法

必ず事前にお申込ください

『GoToトラベル事業者向け申請サイト』
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

【お問い合わせ】GoToトラベル香川事務局
TEL : 070-1409-3910（平日 9:30～17:30・土日祝日は休業）
E-mail : kagawa@goto.jata-net.or.jp

サイトQRコード



地域共通クーポン 概要

発行者	国土交通省 観光庁
発行内容	券種1,000円 1種類
利用期間	Go To トラベル事業の対象となる旅行の宿泊日及びその翌日（日帰り旅行の場合は当日）ただし、新型コロナウイルス感染症拡大状況等を踏まえ、配布及び利用を一時的に停止することがあります。
配布場所	Go Toトラベル事業に登録をした旅行業者等又は宿泊施設（宿泊施設に準ずるものを含む。）
利用地域	宿泊地（日帰り旅行の場合は主な目的地）の都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県
利用店舗	Go To トラベル事務局（以下「事務局」という。）の登録を受けた店舗
給付額	地域共通クーポンは旅行代金総額の15%（旅行代金の2分の1相当額×30%）に相当する金額の1,000円未満を四捨五入した金額を給付します。宿泊を伴う旅行は一人一泊あたり6,000円、日帰り旅行は3,000円を上限とします。

取扱店舗登録の流れ

8月13日（木）～	取扱店舗店舗向け説明会開始 ※詳細はホームページをご確認ください
9月 8日（火）～	取扱店舗登録申請開始 ※チェーン展開のお店は店舗ごとの登録が必要です
10月1日（木）～	運用開始

取扱店舗の参加条件・取り扱うことができない商品

■取扱店舗登録条件

・地域共通クーポンの取扱いに係る責務等を果たし、事務局の指示に基づき地域共通クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ、感染症拡大予防策に係る責務等を果たし、感染症防止策を徹底する者（日本国内において事業を実施している者に限る）

・ただし次の者を除く

- ① 風営法第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第5項の営業を営む店舗（主たる業務として当該営業を営む店舗に限る）
- ② 利用対象にならない商品・サービスのみを取り扱う店舗
- ③ 役員等が暴力団員である者
- ④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ⑤ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

■地域共通クーポンを利用できない商品等は以下のとおりです。

区 分	事 例
行政機関への支払い	○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険） ○宝くじ（当せん金付証票法に基づくもの。全国自治宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ3・4、ミニロト、ロト6・7、ビンゴ5等） ○その他（自治体指定のゴミ袋、公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※宿泊サービス、博物館・美術館の入館料等現業に対する対価は本事業の対象
日常生活における継続的な支払い	○光熱水費、電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料（特区民泊等の旅館業に該当するものを除く） ○駐車場の月極・定期利用（コインパーキング等の一時利用を除く） ○保険商品（生命保険、火災保険、自動車保険等）但し、旅行中に必要となる国内旅行傷害保険や地域でのサービスに付随して購入する保険（レンタカーの任意保険、体験アクティビティの傷害保険）は本事業の対象
換金性の高いものの購入	○金券（ビール券、清酒券、おごめ券、図書券、旅行券、店舗が独自に発行する商品券、切手、収入印紙等） ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金『振込含む』、株式、投資信託、社債、公債等） ○現金との交換（地域共通クーポンの売却等）
地域共通クーポン利用可能店舗として登録の対象外とする営業を営む店舗において提供される商品、サービス等	○反社会的勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品等 ○風営法第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を営む店舗（主たる業務の内容として当該営業を営む店舗に限る。）で提供される商品等（遊技場営業） ○風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（主たる業務の内容として当該営業を営む店舗に限る。）で提供される商品等
その他	○地域共通クーポン券を利用する都道府県と隣接する都道府県までサービスが完結しない商品等（利用者が範囲外に出なければよい。宅配等の配送サービスは利用可能です。） 例）東京・大阪間の新幹線乗車券 ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等の購入 ○宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金の支払い ○既存の債務の弁済 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不適当とされるものに対しては対象外とする。